

令和4年度

内部統制評価報告書審査意見書

清瀬市監査委員



4 清監収第1021号の2  
令和5年8月21日

清瀬市長 澁谷 桂司 様

清瀬市監査委員 森 政 史

清瀬市監査委員 鈴木 たかし

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書の審査  
について（回答）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定に基づき、  
審査に付された「訓令及び規則に規定する申込書等の様式等見直し」(業務の  
効率的かつ効果的な遂行関係)に係る内部統制評価報告書について審査した  
結果、別紙のとおり意見を付します。

# 内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

訓令及び規則に規定する申込書等の様式見直し

## 第2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度清瀬市内部統制評価報告書の審査は、清瀬市長が作成した内部統制評価報告書について、清瀬市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 第3 審査の実施内容

令和4年度清瀬市内部統制評価報告書について、清瀬市長から報告を受け、清瀬市監査基準及び地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係所管課長等に説明を求めたうえで審査を行った。

また、その他監査等において得られた知見を利用した。

## 第4 審査の結果

令和4年度清瀬市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続き及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、本審査は、本市において内部統制制度の導入期に当たり、同法第150条第5項第2号の規定に基づき、また同ガイドラインの規定にあるとおり、業務の効率的かつ効果的な遂行関係の観点のみとする審査を行ったものである。

今後においては、同法第150条第5項第1号に規定される財務に関する事務等において、内部統制制度が活用されることを期待して申し添えるものである。